平成２１年（フ）第２８４６号
愛知県小牧市大字東田中928番地１
債務者　犬飼　忠信
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第２９２３号
名古屋市港区千鳥１丁目９番28号　丸二アパート２Ｆ左
債務者　堀木加代子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第２６６号
岡山県倉敷市連島町連島1174番地118
債務者　中西紀代子
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２１年（フ）第３５４号
岡山県倉敷市玉島乙島6093番地１
債務者　森　　直行
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２１年（フ）第２５９号
釧路市駒場町２番13号　横山マンション
債務者　伊藤ミセ子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２１年（フ）第２６４号
釧路市武佐２丁目19番15号
債務者　佐藤　雅之
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２１年（フ）第３４０号
北海道白糠郡白糠町西庶路西１条北４丁目３番地19
債務者　大友　　剛
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２１年（フ）第３４３号
釧路市旭町１番1052号
債務者　高田　憲良
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２１年（フ）第３４４号
釧路市旭町１番1052号
債務者　高田久美子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２１年（フ）第３４６号
釧路市緑ケ岡５丁目25番７号　イエローヴィレッジＤ号
債務者　板鼻　香里
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２１年（フ）第３５０号
釧路市大楽毛西１丁目２番19号
債務者　長原　久子
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所
平成２１年（フ）第７３３号
愛知県西加茂郡三好町大字明知字下細口29番地２
債務者　吉田　雅伸
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２１年（フ）第１８９号
静岡県富士宮市山宮2401番地の６　石川アパート２Ｆ、前住所山梨県甲斐市西八幡1763番地５、前々住所静岡県富士宮市北山2005番地
債務者　渡邉健太郎
１　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２号
島根県隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二６番地１
破産者　松本　　勝
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所西郷支部破産係
平成２１年（フ）第５号
島根県隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二６番地１
破産者　松本　勝子
１　決定年月日　平成21年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所西郷支部破産係
平成２０年（フ）第２７５号
群馬県桐生市新里町新川306番地
破産者　有限会社カリムラ建物
１　決定年月日　平成21年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所